

佐用町行財政改革大綱

(第4次)



平成18年12月策定（第1次 18－21）

平成23年 3月改定（第2次 22－26）

平成27年 4月改定（第3次 27－32）

令和 3年 4月改定（第4次 3－ 7）

第1 新たな行財政改革大綱（第4次）の策定にあたって

1. これまでの行財政改革の取り組みと成果

佐用町では、平成17年の4町合併以降、行財政改革を重要課題と捉え、継続して各種取り組みを推進してきました。

平成18年度からの「第1次佐用町行政改革大綱」では、それまで旧4町がそれぞれの行政改革プランを策定し取り組んできたことを踏まえ、従来型の行政改革から脱却することを基本的な考え方として、合併してもなお厳しい財政状況を踏まえ、効果的・効率的な施策・事業実施を推進してきました。

しかし、合併後1つの町として一体的なまちづくりが進みつつある佐用町に、世界的な景気の後退であるリーマンショックと平成21年台風第9号災害により甚大な被害が発生しました。厳しくなる財政状況の中、創造的復興と防災力強化を柱に佐用町は行政と町民が一丸となって、行財政改革を進めました。

さらに、平成27年度からの「第3次佐用町行財政改革大綱」では、佐用町の基本課題となった人口減少と少子高齢化の中、限られた財源をどのような政策・施策に充当していくかという計画的な対応が求められました。それを受けて、施策・事業の取捨選択や事務の簡略化、様々な仕組みの効率化など、持続可能な行財政基盤を確立するため、中長期的な視点に基づいた効率的な行財政運営を進めてきました。

2. 新たな行財政改革大綱（第4次）の策定にあたって

人口減少や少子高齢化、社会保障費の増嵩、水道や下水道等のインフラ更新費用の増大、新型コロナウイルス感染症等の影響により、佐用町を取り巻く社会経済状況が今後も厳しくなることが予想されます。

新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした「新しい生活様式」への対応により、デジタル化が推進され、行政サービスのあり方も見直しが求められています。佐用町においてもこうした社会情勢の変化に対応しながら、オンライン会議やオンラインワークショップなど、新たな仕組みを構築し、デジタル社会における新しい行政スタイルを確立し効果的な取り組みを展開していく必要があります。

行財政改革は、町民ニーズや地域特性、社会経済情勢の変化に応じたまちづくりを進めていくことが重要であり、町民と行政の協働の中で創意工夫しながら施策を立案し、町民の理解のもとで事業を展開していくことが求められています。今後の人口減少社会に対応し、心豊かで幸せに暮らせるよう持続可能な行財政基盤の確立が最重要課題となります。そのためには、若者が地域に残り、暮らせる、戻ってこられる環境づくりや、町外からの移住や交

流人口の増加を促進した地域の魅力づくり、教育や子育てに重点を置いた魅力のあるまちづくりが必要となります。

第4次大綱では、これまでの取り組みと成果を踏まえ、町民と行政の役割分担を図りながら、地域の個性を生かした創意工夫のまちづくりを推進していきます。また、限られた財源の適正配分や選択と集中による効果的な公共投資、適正な予算規模の維持など、身の丈にあった行財政運営に主眼を置き、社会経済情勢の変化を柔軟に捉え、それに対応した着実な行財政改革を進めていきます。

第2 取り組みと推進

1. 取り組み期間

行財政改革大綱の取り組み期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、具体的な取り組み項目を掲げた「佐用町行財政改革大綱（第4次）個別実施計画」を策定し、取り組みを進めていきます。

2. 推進体制（別図）

推進にあたっては、佐用町行財政改革推進本部を中心に、中堅職員で構成したワーキングチームを設置し、全庁的に一体となって推進します。さらに、町民の代表者からなる「佐用町行財政改革推進委員会」や「町議会」に進捗状況を報告しながら推進していきます。

3. 進行管理

進行管理は、町長を本部長とする行財政改革推進本部において行います。また、各課ヒアリングや「行財政改革推進ワーキングチーム会議」を随時開催して進捗状況の聞き取り等を行い、「佐用町行財政改革推進委員会」に対して報告を行っていきます。

4. 計画の見直し

個別実施計画は、社会経済情勢の変化や国・県の改革の動向、新たな行政ニーズ等により弾力的に対応し、改革項目の変更・追加・削除など必要に応じて見直しを行います。

5. 推進状況の公表

行財政改革の取り組み状況については、町ホームページ等を通じて町民に公表します。

第3 重点取り組み事項

1. 組織・機構の見直し

町民サービスの向上を目指し、社会情勢の変化による新たな行政ニーズに対応したうえで行財政運営の効率化を図るために、組織・機構の改革に継続して取り組んでいきます。また、町民・利用者の立場に立った窓口サービスの向上や、学校規模適正化による環境整備・充実、各種施設等の適正化及び管理運営の効率化の取り組みを推進します。

2. 定員及び給与関係の見直し

定員適正化計画に基づき、定年延長及び町の特殊事情に配慮しながらも可能な限り類似団体の職員数に近づくよう、計画的な採用に取り組むとともに、効率的に業務が遂行できるよう、事務改善を行うことにより、総人件費の抑制を図っていきます。さらに、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して、職員給与及び職員手当の適正化を図り、給与制度については、全職種において引き続き公表を行ってまいります。

3. 人材育成の推進

人事評価制度の活用や人材育成基本方針に基づく職員の育成を図り、研修をさらに充実させながら業務の多様化、専門化に対応できる行政組織を目指します。

4. 健全な財政運営

財政健全化法の施行に伴い、地方公共団体においても普通会計中心の財政状況の公表から、公営企業を含む全会計の財政健全化判断比率等（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率・公営企業における資金不足比率）を議会に報告し公表することとなり、佐用町においても平成19年度決算分から作成・公表を行っています。さらに、地方公会計の整備促進のもとで、固定資産台帳の整備、複式簿記・発生主義会計の導入など、民間企業会計の考え方及び手法を活用した財務書類の整備が要請されているところです。

合併団体に適用されていた地方交付税の特例措置は、平成28年度から段階的に縮減され令和2年度に終了し、令和3年度から一本算定となります。今後も引き続き行政サービスを持続可能なものとし、安定的な財政運営を行っていくために、財政健全化判断比率や財務書類を基に、基金の有効活用を図りながら債務の膨張の抑制に努め、より一層、健全財政維持のための取り組みを進めていきます。

5. 事務事業の見直し

新たな技術やシステムにより業務環境の改善を図り、職員自らが事務事業の簡素化や負担軽減を考えていく仕組みを作ります。さらに、事務事業の外部委託や、公の施設については指定管理者制度を導入するなど、民間活力の積極的な導入を図ります。

6. 資産の管理と有効活用

過疎化・少子化の影響により閉校・閉園となった学校・保育園の跡地の活用について、自治会や地域づくり協議会等と協議を行いながら、その有効な活用方法を検討します。また、学校・保育園の跡地以外の町有の土地・建物・施設等で未活用となっているものについても、積極的にその活用を検討します。

7. 受益者負担・補助金等の適正化

各種公共施設使用料、公営企業の使用料・分担金等受益者負担金について、継続して見直しを行っていきます。また、各種団体の補助金・助成金については、必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について十分検証し、整理合理化の推進を図っていきます。

8. 協働のまちづくりの推進

少子高齢化がますます進むなかで、町民が安心して生活していくためには、自治会や地域づくり協議会を中心に、住民が互いに協力し合い、地域を守り育てるとともに、地域と行政が協働してまちづくりを進めることが大切です。地域づくり協議会においては、地域の実態や課題に合わせて、活動や組織体制などを見直しながら、誰もが参加しやすい地域づくりを目指しています。

町の規模が縮小しても、ここに住んでよかったと思える地域や町を目指して、住民と行政が一体となり、更なる協働のまちづくりの推進に取り組んでいきます。

9. 効率的な電子行政と情報化の推進

今後さらに様々な媒体を活用して、情報提供を進めます。また、デジタル行政推進法に基づき、行政手続の電子化に適切に対応しながら、セキュリティーに十分注意し、様々な手続業務の電子化を図ります。

10. 環境配慮型社会の構築

佐用町の豊かな自然を将来世代が享受できるよう環境を守り、育み、引き継いでいけるように、自然環境の保全を軽視した開発を抑制するとともに、3R活動、省エネルギー対策等の推進を図り、地球温暖化防止対策に積極的に取り組んでいきます。また、太陽光発電や森林環境の保全・活用を通じた木質バイオマスの供給といった再生可能エネルギー事業を通して自主財源の確保に努めるとともに、持続可能な社会の構築・啓発にも取り組んでいきます。

佐用町行財政改革推進体制概要図

